

東海北陸自動車道（白鳥IC～荘川IC）の 代替路（無料）措置を行います

～7月9日 東海北陸自動車道の通行止め解除時から～

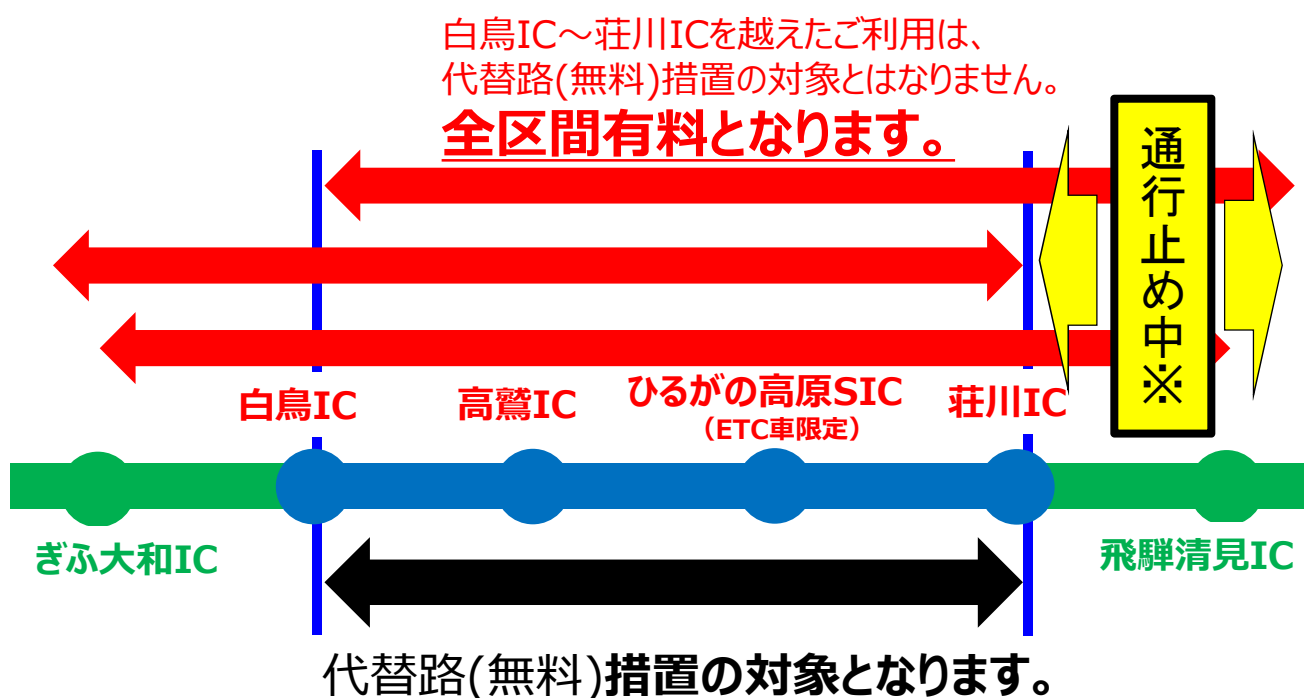
◀ E41 東海北陸自動車道 代替路(無料)措置 ▶

国道156号の大雨による土砂崩落の通行止にあたり、通行止区間の迂回路として東海北陸道 白鳥IC～荘川IC間をご利用いただくため、通行止の期間中は、通行料金を徴収しない措置を取ります。

【通行料金を徴収しない通行】

- ・東海北陸自動車道の以下の区間のみのご利用
白鳥ICから荘川ICまで の各IC相互間

- ◆ETC車はETCレーン、ETC車以外は一般レーンをご利用ください。
- ◆ETC車以外は、入口で必ず通行券をお取りください。
ひるがの高原SICは、ETC車以外はご利用できません。



(例)

- ・ぎふ大和ICから荘川ICまでのご利用：白鳥IC～荘川ICを越えたご利用のため、ぎふ大和ICから荘川ICまで通行料金(全区間分)となります。
(※荘川IC～飛騨清見IC間は通行止継続中(7月9日16時現在))

- ・白鳥ICから荘川ICまでのご利用：通行料金は徴収いたしません。